

## 電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第14版 344ページ）	改定した解説																																																					
<p>別表第四 附表第三の解説</p> <p>1. 本附表は、温度上昇試験について規定したものである。</p>	<p>別表第四 附表第三の解説</p> <p>1. 本附表は、温度上昇試験について規定したものである。</p> <p>2. 附表第三の温度上昇試験の3において、電源電線を収納する巻取機構を有するものの定格電流は、電源電線を巻き取った状態の最大電流を示すが、電源電線を全て引き出した状態の最大電流（限度電流）を表示するもの並びに電源電線を1m引き出した状態で構造的に通電できないものは、項目ごとに次を定格電流とする。</p>																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">解釈項目</td> <td colspan="2" style="width: 45%;">A 附表第三3の条件（電源電線を1m引き出した状態）で構造的に通電できるもの</td> <td colspan="3" style="width: 40%;">B 附表第三3の条件（電源電線を1m引き出した状態）で構造的に通電できないもの</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">B-1 電源電線を1mを超えて引き出せば通電できるもの</td> <td style="width: 10%;">B-2 電源電線を全て引き出さなければ通電できないもの</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">①電源電線を全て巻き取った状態の最大電流（定格電流）</td> <td style="text-align: center;">②電源電線を全て引き出した状態の最大電流（表示に限度電流の記載があるもの）</td> <td style="text-align: center;">①電源電線を最大限巻き取った状態の最大電流（定格電流）</td> <td style="text-align: center;">②電源電線を全て引き出した状態の最大電流（表示に限度電流の記載があるもの）</td> <td style="text-align: center;">電源電線を全て引き出した状態での最大電流（定格電流）</td> </tr> </table>	解釈項目	A 附表第三3の条件（電源電線を1m引き出した状態）で構造的に通電できるもの		B 附表第三3の条件（電源電線を1m引き出した状態）で構造的に通電できないもの					B-1 電源電線を1mを超えて引き出せば通電できるもの	B-2 電源電線を全て引き出さなければ通電できないもの			①電源電線を全て巻き取った状態の最大電流（定格電流）	②電源電線を全て引き出した状態の最大電流（表示に限度電流の記載があるもの）	①電源電線を最大限巻き取った状態の最大電流（定格電流）	②電源電線を全て引き出した状態の最大電流（表示に限度電流の記載があるもの）	電源電線を全て引き出した状態での最大電流（定格電流）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下記以外</td> <td style="text-align: center;">②の表示がない場合は「定格電流」</td> <td style="text-align: center;">定格電流とみなす。</td> <td style="text-align: center;">②の表示がない場合は「定格電流」</td> <td style="text-align: center;">定格電流とみなす。</td> <td style="text-align: center;">定格電流</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1（3）イ</td> <td style="text-align: center;">②の表示がない場合は「最大電流」</td> <td style="text-align: center;">表示があれば、「最大電流」とみなす。</td> <td style="text-align: center;">②の表示がない場合は「最大電流」</td> <td style="text-align: center;">表示があれば、「最大電流」とみなす。</td> <td style="text-align: center;">「最大電流」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">附表第三1 温度試験一</td> <td style="text-align: center;">定格電流</td> <td style="text-align: center;">定格電流とみなす</td> <td style="text-align: center;">最大限巻き取った状態で「1m引き出した状態の定格電流」とみなす。</td> <td style="text-align: center;">定格電流とみなす</td> <td style="text-align: center;">定格電流</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">附表第三3巻取状態の温度試験</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">附表第七 銘板表示 (型式の区分と一致)</td> <td style="text-align: center;">定格電流（表示必須）</td> <td style="text-align: center;">①の定格電流とは別に限度電流として表示</td> <td style="text-align: center;">定格電流とみなす。(表示必須)</td> <td style="text-align: center;">①の定格電流とは別に限度電流として表示</td> <td style="text-align: center;">定格電流（表示必須）</td> </tr> </table>							下記以外	②の表示がない場合は「定格電流」	定格電流とみなす。	②の表示がない場合は「定格電流」	定格電流とみなす。	定格電流	1（3）イ	②の表示がない場合は「最大電流」	表示があれば、「最大電流」とみなす。	②の表示がない場合は「最大電流」	表示があれば、「最大電流」とみなす。	「最大電流」	附表第三1 温度試験一	定格電流	定格電流とみなす	最大限巻き取った状態で「1m引き出した状態の定格電流」とみなす。	定格電流とみなす	定格電流	附表第三3巻取状態の温度試験		二		二	二	附表第七 銘板表示 (型式の区分と一致)	定格電流（表示必須）	①の定格電流とは別に限度電流として表示	定格電流とみなす。(表示必須)	①の定格電流とは別に限度電流として表示	定格電流（表示必須）
解釈項目		A 附表第三3の条件（電源電線を1m引き出した状態）で構造的に通電できるもの		B 附表第三3の条件（電源電線を1m引き出した状態）で構造的に通電できないもの																																																		
			B-1 電源電線を1mを超えて引き出せば通電できるもの	B-2 電源電線を全て引き出さなければ通電できないもの																																																		
	①電源電線を全て巻き取った状態の最大電流（定格電流）	②電源電線を全て引き出した状態の最大電流（表示に限度電流の記載があるもの）	①電源電線を最大限巻き取った状態の最大電流（定格電流）	②電源電線を全て引き出した状態の最大電流（表示に限度電流の記載があるもの）	電源電線を全て引き出した状態での最大電流（定格電流）																																																	
下記以外	②の表示がない場合は「定格電流」	定格電流とみなす。	②の表示がない場合は「定格電流」	定格電流とみなす。	定格電流																																																	
1（3）イ	②の表示がない場合は「最大電流」	表示があれば、「最大電流」とみなす。	②の表示がない場合は「最大電流」	表示があれば、「最大電流」とみなす。	「最大電流」																																																	
附表第三1 温度試験一	定格電流	定格電流とみなす	最大限巻き取った状態で「1m引き出した状態の定格電流」とみなす。	定格電流とみなす	定格電流																																																	
附表第三3巻取状態の温度試験		二		二	二																																																	
附表第七 銘板表示 (型式の区分と一致)	定格電流（表示必須）	①の定格電流とは別に限度電流として表示	定格電流とみなす。(表示必須)	①の定格電流とは別に限度電流として表示	定格電流（表示必須）																																																	

(当該部解釈)

別表第四

【コードリールの定格電流に関連する解釈例】

1 (2) キ 電源電線を収納する巻取機構を有するものにあつては、次の表の左欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる電線を使用すること。

種類	電源電線
定格電圧が 125V 以下及び定格電流が 10A 以下の屋内用である旨の表示を有するものであつて、かつ、電源電線の長さが 6m 未満の携帯型のもの	別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード又はキャブタイヤケーブルであつて、断面積が 0.75 mm <sup>2</sup> 以上のもの
定格電圧が 125V 以下及び定格電流が 15A 以下の屋内用である旨の表示を有するものであつて、かつ、電源電線の長さが 10m 未満の携帯型のもの	別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード又はキャブタイヤケーブルであつて、断面積が 0.75 mm <sup>2</sup> 以上のもの
その他のもの	別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤケーブルであつて、断面積が 0.75 mm <sup>2</sup> 以上のもの

1 (3) イ 部品又は附属品の定格電圧、定格電流及び許容電流は、これらに加わる最大電圧又はこれらに流れる最大電流以上であること。

6 (1) ロ (イ) 端子ねじの呼び径は、次の表に掲げる値以上であること。

6 (1) ハ (ニ) ヒューズ締付けねじの呼び径およびねじに附属する皿形座金の底面の直径は次の表に掲げる値であること。

附表第三 温度上昇試験

1 点滅器及び接続器にあつては、定格電流に等しい電流を通じ、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度の測定にあつては、抵抗法）により測定した温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。この場合において、A 1 及び A 1—C u の文字を表示したものにあつては、附表第一 2 の表に適合するアルミニウム電線を用いるものとし、さし込み引掛け型のものにあつては、プラグをさし込んだ状態と引掛けた状態のそれぞれについて行うものとする。

2 略・・・

3 電源電線を収納する巻取機構を有するものにあつては、電源電線を 1m 引き出した状態で定格電流<sup>(解説 2)</sup> に等しい電流を各部の温度がほぼ一定となるまで通じたとき、巻取機構内部の電源電線各層の表面における温度上昇は、次の表の値以下であり、巻取機構及び外かくに金属以外のものを使用するものにあつては、各部にゆるみ、ふくれ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。この場合において、過電流引きはずし装置を有するものにあつては、引きはずし装置が動作しないこと、